

総合評価落札方式の制度改革について

令和8年9月

契約管理課 入札情報班

01

令和8年10月適用の総合評価落札方式の運用の改正内容

適正な労務費の確保にかかる法改正対応に伴う改正

1 評価項目『建設キャリアアップシステムの活用』に係る評価方法の改正

R8.10月入札公告分より適用

(1) 対象工事

令和8年10月1日以降に入札公告される総合評価落札方式にて評価項目「建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。))の活用」を適用する工事。

(2) 運用の改正概要

評価項目「CCUSの活用」の評価方法について、『元請負人がCCUSに事業者登録済である』ことを申告する場合に加点しているが、技能者の経験・技能に応じた賃金支払いに必要な就業履歴の蓄積を更に推進するため、『CCUSを活用し、元請負人及び全ての下請負人の技能者の就業履歴を記録(蓄積)する』ことを申告する場合に加点する方法に改正する。

2 施工体制確認型総合評価落札方式の評価方法の改正

R8.10月入札公告分より適用

(1) 対象工事

令和8年10月1日以降に入札公告される総合評価落札方式を適用する工事。

(2) 運用の改正概要

ダンピングの防止及び品質確保のための体制を確保するため、入札価格が調査基準価格以上の場合においても、入札書に記載された入札金額の内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)が、契約予定金額の各内訳項目に所定の率を掛けた金額以上か未満かで評価しているが、契約予定金額の各内訳項目に掛ける所定の率の数値を以下のとおり改正する。

【現行】

- ・直接工事費の75%
- ・共通仮設費の70%
- ・現場管理費の70%
- ・一般管理費の30%



【改正後】

- 90%
- 80%
- 80%
- 30%

施工計画評価型 評価区分「施工計画」の評価方法の改正

3 施工計画評価型 評価区分「施工計画」の評価方法の改正

R8.10月入札公告分より適用

(1) 対象工事

令和8年10月1日以降に入札公告される総合評価落札方式施工計画評価型を適用する工事。

(2) 運用の改正概要

評価区分「施工計画」の評価方法について、評価項目『施工上の留意事項』、『検討事項とその理由』、『検討事項に対する施工計画』の評価方法及び配点を改正する。また評価項目『工程表による適切性』を廃止する。

【現行】

評価項目	評価方法		得点	
			3提案	2提案
施工上の留意事項・検討事項とその理由・検討事項に対する施工計画	提案 1	現場の状況に応じた工夫がある。	7点	10点
		仕様どおりに施工できる。	0点	
		仕様どおりの施工が期待できない。	欠格	
	提案 2	現場の状況に応じた工夫がある。	7点	10点
		仕様どおりに施工できる。	0点	
		仕様どおりの施工が期待できない。	欠格	
	提案 3	現場の状況に応じた工夫がある。	7点	—
		仕様どおりに施工できる。	0点	
工程表による適切性	提案を反映した工夫がある。		4点	
	仕様どおりに施工できる。		0点	
	仕様どおりの施工が期待できない。		欠格	
小計（最大）			25点	

【改正後】

評価項目	評価方法	得点 (1提案あたり)		
		1 提案	2 提案	3 提案
施工上の留意事項	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
	具体的にでない記載である	0点	0点	0点
検討事項とその理由	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
	具体的にでない記載である	0点	0点	0点
検討事項に対する施工計画	施工上の留意点、検討事項に記載された内容を全て踏まえた施工計画の工夫による課題解決方法の具体性・確実性および効果の程度により評価する	12点	9点	6点
		～ 0点	～ 0点	～ 0点
評価項目全てに適用	現地施工条件が考慮されていない記載 仕様どおりの施工が期待出来ない記載 施工計画の提案として成立しない記載 契約が履行できない可能性がある記載	欠格		
工程表による適切性		－ ※項目廃止		
小計（最大）		16点 × 1提案	12点 × 2提案	8点 × 3提案
		16点	24点	24点

1 評価項目『CCUSの活用』に係るの評価方法の改正

● CCUSの目的と活用の必要性

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの**

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの
見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

＜建設キャリアアップ®システムの概要＞



建設業界における「現場の担い手確保・育成」を目的とした第三次担い手三法（建設業法、入契法、品確法）が改正され、**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指し、国では、技能者の適正賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを推進している。**

CCUSを利用した技能者の就業履歴の蓄積が必須

1 評価項目『CCUSの活用』に係るの評価方法の改正

● 総合評価落札制度の評価項目「CCUSの活用」の評価方法

【現行】

- 『元請負人がCCUSに事業者登録済である』ことを申告する場合に加点（1点）
- 技術資料の根拠資料に、CCUSの「事業者情報」、「管理者ID利用明細の画面の写し」を添付し、技術審査にて確認



【改正後】

- 当該工事において『CCUSを活用し元請負人及び全ての下請負人（※1）に所属する技能者（※2）の就業履歴を記録（蓄積）する』ことを申告する場合に加点（1点）
- CCUSを活用し就業履歴を蓄積し、システムより出力した帳票により履行確認を行う
- 履行していない場合は、技術資料の記載内容の不履行（ペナルティ）として扱う

● 『CCUSを活用し就業履歴を記録（蓄積）する』の具体的内容

1. CCUSへ当該工事の現場・契約情報を登録する。
2. CCUSで当該工事について発注者支援機能の設定を行い監督員へ当該工事現場の情報をダウンロードするためのログインID、パスワードを工事打合簿で報告する。
3. CCUSへ当該工事の元請負人及び施工体制台帳・施工体系図に記載されている全て（1次2次を問わず）の下請負人（以下、「各事業者」という。）の施工体制並びにCCUSを利用する技能者（以下、「CCUS登録技能者」という。）を登録する。
4. 3.で登録した各事業者に所属するCCUS登録技能者のうち最低1名が就業履歴を1回以上記録（蓄積）する。

（※1）「下請事業者」とは、当該工事において建設業法(昭和24年法律第100号)第二条に定義された「建設工事」について「下請契約」を締結した請負人とする。

（※2）「技能者」とは、当該工事の工事現場において建設工事の施工に従事したものであるとする。

【留意点】

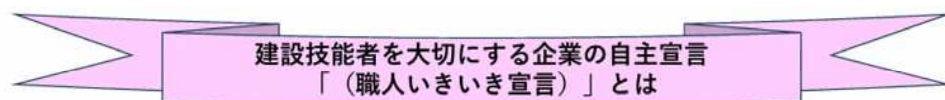
- 元請負人、施工体制台帳に記載される下請負業者はすべてがCCUSに事業者登録済みであることが前提
- 就業履歴の蓄積を行うための準備（CCUSの技能者登録）が間に合わない下請事業者に対しては、当面の間、次ページの緩和措置により履行したと見なす。

1 評価項目『CCUSの活用』に係るの評価方法の改正

● 技能者登録等準備が間に合わない事業者向けの履行確認方法

- 前ページの就業履歴の蓄積を行うための準備（CCUSの事業者登録および技能者登録）が間に合わない下請事業者は、国土交通省に対して「職人いきいき宣言」（正式名称：建設技能者を大切にする企業の自主宣言）を行ったことが確認できれば履行したと見なす。
- ※下請事業者の技能者登録を促進するため、当面の緩和措置

職人いきいき宣言とは



制度主旨①

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより、就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。



CCUSとの関係について

- 「職人いきいき宣言」をした下請事業者は、宣言日から1年以内に全ての自社の技能者について詳細型の技能者登録を行わなければならない。
- ※宣言の取り下げ、再宣言を複数回繰り返すなど悪質な宣言が発覚した場合は、必要に応じて「職人いきいき宣言」の制度を所管する国土交通省へ情報を提供することがあります。
- 元請負人においても、悪質な疑義が生じることがないよう、「職人いきいき宣言」の宣言内容に対して適切に取り組むよう、下請事業者に対して指導願います。

履行確認方法について

- 宣言日が当該工事の始期日より1年以前の日から履行確認日（受発注者で決める就業履歴の確認日）までの事業者については、CCUSの就業履歴の代わりに、職人いきいき宣言の自主宣言書の提出をもって履行したと認める。

1 評価項目『CCUSの活用』に係るの評価方法の改正

● 『建設キャリアアップの活用し就業履歴蓄積する』の履行確認資料および提出方法

【契約締結後】

- ① 契約締結後、CCUSの現場契約情報の登録時に、発注者支援機能の設定で任意のパスワードを設定し、“発注者にCCUSの利用状況等の情報を提供する”に設定する。
- ② 工事打合せ簿を用い、監督員へ現場IDと設定した任意のパスワードを報告する。

【現場作業が完了する前】

- ③ 監督員と履行確認日を工事打合せ簿を用い、協議により決定する。（履行確認日は、現場作業が完了し、後片付け工に入る時期で履行確認日以降、新たに下請事業者と契約することが無い時期に設定する）履行確認日以降に施工体制台帳の変更により下請事業者が追加となった場合は、変更追加日以降に再度履行確認日を設定し、履行確認を行うこと。

【現場作業が完了後（履行確認日以降）】

- ④ 履行確認日以降に、工期の始期日から履行確認日までの間の就業履歴情報（帳票NO.2-4 就業時歴一覧（月別カレンダー））の対象となるすべての月の帳票のPDF及びCSVデータをCCUSよりダウンロードする。
- ⑤ 就業履歴の蓄積ができなかった事業者がいた場合は、国土交通省の「職人いきいき宣言」の宣言企業の検索サイトより、当該下請事業者の宣言書のPDFファイルをダウンロードする
- ⑥ 「**CCUSの活用履行確認用申請フォーム（次ページ参照）**」に以下の内容を入力および④⑤ファイルの添付を行い、申請フォームへ登録する。
 - 入力者情報（入力者氏名、入力者メールアドレスなど）
 - 工事情報（工事名、工期など）
 - ②の現場IDとパスワード
 - 履行確認日、CCUSよりダウンロードした④のファイル
 - CCUSで就業履歴の蓄積ができなかった事業者名、職人いきいき宣言の宣言日、⑤の職人いきいき宣言書PDFファイル
 - CCUS利用対象外の事業者が施工体制台帳に記載されている場合は、当該事業者名およびCCUS利用対象外の理由
- ⑦ 申請フォームへ登録完了後に画面に表示または入力者のメールアドレスに表示される管理番号を、工事打合せ簿を用い、監督員へ管理番号を報告ならびに履行確認依頼を行う。

1 評価項目『CCUSの活用』に係るの評価方法の改正

● CCUSの活用履行確認用申請フォーム

CCUSの活用履行確認用申請フォームURL

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/sougouhyoka-ccus>

CCUSの活用履行確認用申請フォーム

1 入力される方の情報を入力してください。
※登録完了後、入力者メールアドレス宛にメールが送付されます。

発注者情報*

選択

発注者名(登録企業)

入力者氏名 入力者メールアドレス

2 工事情報を入力してください。

- ※
- ※発注者住所を記載してください。
 - ※発注者住所より、工事番号、河川路線番号、工事名、工事箇所を入力してください。
 - ※河川路線番号から工事箇所を選択し、入力してください。

工事番号

河川路線番号

工事名

工事箇所*

工期(始期日)

工期(終期日)

3 契約後、監督員へ報告した現場ID及びパスワードを入力してください。
CCUSの発注者支援機能のパスワードの設定方法は、CCUSマニュアルを参照してください。

現場ID

パスワード(発注者用)

4 履行確認日を入力し、CCUSからダウンロードした就業履歴情報を提出してください。

- ※
- ※発注者との協議により、履行確認日を決定してください。
 - ※CCUSより、工期の始期日から履行確認日までの間の就業履歴情報（帳票No.2-4）の帳票及びCSVデータをダウンロードしてください。
ダウンロード方法は、CCUSマニュアルを参照してください。

履行確認日

就業履歴情報（帳票2-4）（複数可）

就業履歴情報（CSV）（複数可）

年 月 日

ファイルを選択

年 月 日

ファイルを選択

5 CCUSで就業履歴の記録(蓄積)ができなかった下請事業者は、職人いきいき宣言書提出してください。

- ※
- ※職人いきいき宣言書による履行確認は、宣言日当日工事の工事（始期日）より3年以内の日から履行確認日までの期間が必要となります。
 - ※職人いきいき宣言書の登録申請については、[職人いきいき宣言書](#)から申請してください。
 - ※[職人いきいき宣言書](#)により職人いきいき宣言書をダウンロードしてください。
 - ※事業者ごと事業者名、宣言日、職人いきいき宣言書ファイルを登録します。
 - ※複数事業者の宣言書を提出する場合は、※ボタンにより行を追加して入力してください。

事業者名

宣言日

職人いきいき宣言書

年 月 日

ファイルを選択

年 月 日

6 施工体制台帳に記載された下請事業者の内、該台帳以外に履行確認対象外です。対象外の事業者名および対象外の理由を入力してください。

※

- ※施工体制台帳に記載している事業者が、該台帳以外に履行確認を行っている場合は、履行確認対象外となります。
- ※履行確認を行っている下請事業者は、すべて履行対象となります。（一人別を指定）

対象

※

- ※以下の表に、履行確認対象外となる事業者名および履行確認対象外となる理由を記入してください。

※

- ※複数企業がある場合は、※ボタンにより行を追加して入力してください。

※

- ※履行確認対象外の理由については、以下の理由記入欄を参考にしてください。

記入例

※発注者側入力事業者であり、発注者側のみの契約である。

※発注者側であり、委託契約である。

※発注者側であり、委託契約である。 など

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

申請フォームに入力又は添付する以下の項目について

- ・ CCUSの発注者支援機能（パスワードの設定）
- ・ CCUSからの帳票等（PDF,CSVファイルのダウンロード）
- ・ 職人いきいき宣言書（PDFのダウンロード）

の詳細については、『技術資料作成の手引き』や『CCUSのマニュアル』をご確認ください。

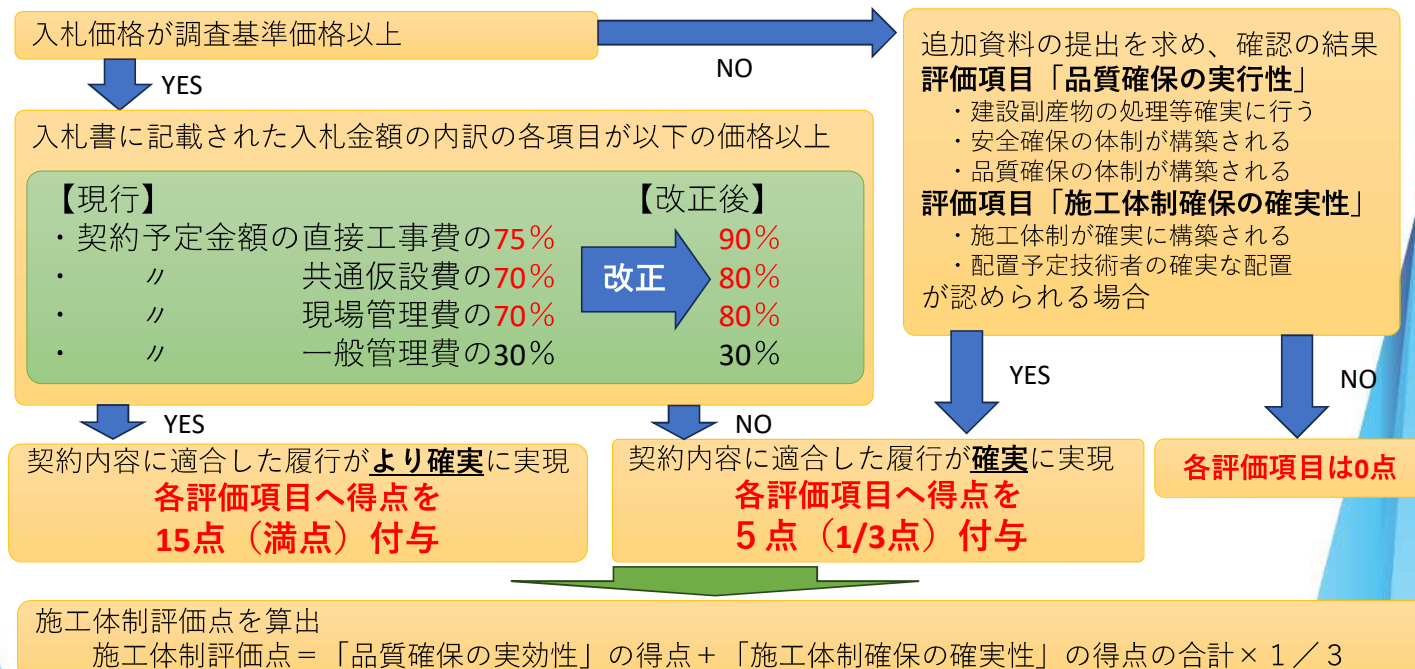
2 施工体制確認型総合評価落札方式の評価方法の改正

入札金額内訳に記載された金額の内訳金額の評価基準に使用する契約予定金額に掛ける率の改定

● 施工体制確認型の評価フローと評価基準改正内容

R8.10月入札公告案件より適用

評価項目「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」の評価基準と評価フロー



3 施工計画評価型 評価区分「施工計画」の評価方法の改正

● 評価方法等の改正点

- ・ 発注者が、必ず（提案を求める）課題を指定する。
（現行：発注者が「施工上の留意事項」を指定しない場合は、入札参加者が自ら「施工上の留意事項」を整理し記載）
- ・ 「発注者が指定する課題」に対して、1課題ごとに施工計画を策定する際の現場状況等を踏まえ記載された「施工上の留意事項」、「検討事項とその理由」及び「検討事項に対する施工計画」について、評価項目毎に具体性を評価する。「検討事項に対する施工計画」は、確実性、効果の程度も評価する。
（現行：提案毎に、工夫があるか、仕様書どおりの施工できるか否かで評価）
- ・ 「発注者が指定する課題」、原則1課題、最大3課題まで指定する。（現行：2または3提案）
- ・ 工程表による適切性の項目を廃止

● その他の留意点

- ・ 施工計画の提案を記載する、技術資料の様式3号の記載欄に大きな変更はありません。
- ・ 記載した評価項目のいずれかについて「現地施工条件が考慮されていない」などの理由により「欠格」と評価された場合は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とします。
- ・ 「発注者が指定する課題」の各々に対して評価項目の内1つでも記載のない提案、記載内容に明らかな錯誤がある提案、各評価項目の記載内容が1提案内で整合が取れていない提案は、「施工計画の提案として成立しない」（欠格）として評価します。
- ・ （現行と同じ）提案した施工計画は、加点の有無にかかわらず全ての提案について、施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。

● 評価区分「施工計画」の評価方法・配点(改正後)

評価項目	評価方法	得点（1提案あたり）		
		1提案	2提案	3提案
施工上の留意事項	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
	具体的でない記載である	0点	0点	0点
検討事項とその理由	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
	具体的でない記載である	0点	0点	0点
検討事項に対する施工計画	施工上の留意点、検討事項に記載された内容を全て踏まえた施工計画の工夫による課題解決方法の具体性・確実性および効果の程度により評価する	12点 ～ 0点	9点 ～ 0点	6点 ～ 0点
評価項目全てに適用		欠格		
工程表による適切性		※項目廃止		
小計（最大）		16点 × 1提案	12点 × 2提案	8点 × 3提案
		16点	24点	24点